

京都市告示第 26 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき，平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで，弁護士法人開明法律事務所を京都市公金収納受託者とし，京都市市営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託します。

平成 22 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
弁護士法 人開明法 律事務所	大阪市中 央区淡路 町 2 丁 目 1 番 1 号堺筋 千島ビ ル 5 階	京都市市 営住宅条 例に規定 する家賃 及び有料 付属施設 の使用料 のうち， 市営住宅 を退去し た者に係 る滞納家 賃等（現 在分納誓 約中その 他の理由 により， 納付が見 込まれる ものを除 く。）の 収納事務

(都市計画局住宅室管理指導課)